

## 1.【緊急】新型コロナ対応支援策特集

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆さまに対して、各省庁、各自治体は、事業者の事業継続と雇用維持のため、様々な支援策を用意しています。

今回のニュースレターでも5月号に引き続き、新型コロナウイルスの影響を受ける事業者様向けの支援策情報を特集します。

- 1 新型コロナ対応支援策特集
- 2 Press Releases/Topics
- 3 公的機関情報
- 4 経営教室
- 5 産学連携情報

### 当行・自治体の新型コロナウイルス関連融資の取扱いのご案内

#### 1. 当行融資（令和2年6月1日時点）

##### 【エブリサポート21・岐阜商工会議所連携エブリサポート21】

当行は、新型コロナ感染拡大の影響・被害を受けた事業者を支援するため、特別融資をご用意しております。

名称	エブリサポート21「新型コロナ対策特別プラン」
取扱期間	2020年1月30日(木)～2020年9月30日(水)受付分
対象者	新型コロナウイルスの感染拡大の影響により被害を受けられた法人および個人事業主の方
お使いみち	新型コロナウイルスの感染拡大による影響および被害を直接的あるいは間接的に受けたことにより危急的に必要となった以下の運転資金・設備資金。 □ 企業経営の維持に必要な運転資金 □ 生産停止や物流機能停止等の影響により代替的に必要となる事業用設備資金
ご融資金額 ご融資期間	100百万円以内 10年以内(据置3年以内)
ご融資利率	貸出期間別に以下の利率となります(2020年6月1日現在)・貸出期間1年以内(手形貸付) 短期プライムレート 年1.475%以上・貸出期間1年以内(証書貸付) 変動金利型 年1.525%以上・貸出期間1年超3年以内(証書貸付) 変動金利型 年1.600%以上・貸出期間3年超7年以内(証書貸付) 変動金利型 年2.475%以上・貸出期間7年超10年以内(証書貸付)
ご返済方法	・証書貸付・・・元金均等返済(据置期間3年以内) ・手形貸付・・・期日一括返済・元金均等返済のみ

上記特別融資に加えまして、岐阜商工会議所と提携した特別融資をリリースしています。基本条件は上記と同一で利率は以下の通りです。

名称	岐阜商工会議所提携エブリサポート21「新型コロナ対策プラン」
対象者	岐阜商工会議所の会員で、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により被害を受けられた法人および個人事業主の方
ご融資利率	短期プライムレート 年0.975%以上 貸出期間1年以内 変動基準金利 年1.025%以上 貸出期間1年超3年以内 長期変動基準金利 年1.100%以上 貸出期間3年超7年以内 長期変動基準金利 年1.975%以上 貸出期間7年超10年以内

#### NEW:【じゅうろく資本性ローン】

お借入期間中(10年間)は元本の返済は不要であり、株式に近い性格があるため、財務基盤の強化を図ることができるなど、事業者の皆さまの成長戦略を金融面で長期的に支援することを目的として、2020年5月20日より取り扱いを開始いたしました。(取扱いに際しては当行所定の手数料が発生いたします。)

名称	じゅうろく資本性ローン
対象者	・病院などの医療機関さま、旅館ホテルなどサービス事業者さま ・新型コロナの影響により一時的に経営環境が悪化している事業者さま
お使いみち	事業性資金であれば原則自由
融資の種類	劣後ローン(資本的性質が認められる借入金)
ご融資金額等	100百万円以上300百万円以下(10年期日一括返済)
ご融資利率	当行所定の金利(業績に応じて変動します。)
期限前弁済	ローン実行後5年以内の期限前弁済は、原則禁止。5年以降は可。

## 2. 地方自治体関連の融資（令和2年6月1日時点）

セーフティ保証4号、5号に加え、危機関連保証が発動されました。それに伴い、各自治体では制度融資の創設や拡充を行い、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業への資金繰りを支援しています。ここでは、岐阜県、岐阜市、愛知県、名古屋市の制度融資を紹介します。また、5月1日からは民間金融機関による実質無利子融資制度も開始されました。

### 【岐阜県融資】

資金名	融資限度額・融資期間	ご融資利率	ご負担信用保証料率
「新型コロナウイルス感染症対策資金（災害復旧資金）」 (3月5日スタート)	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも 8千万円 【融資期間】 運転資金7年以内 / 設備資金10年以内	全て 1.0%	岐阜県0.20%負担後 SN保証 0.50%
「新型コロナウイルス感染症対策資金（災害復旧資金）」 (短期事業資金) (3月17日スタート)	【融資限度額】 運転資金 8千万円 ※短期事業資金以外の災害復旧資金 新型コロナウイルス感染症対策資金と合算 【融資期間】 運転資金 1年以内	全て 1.0%	岐阜県0.70%負担後 SN保証 0.00%
「危機関連対応資金」 (3月13日スタート)	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも 1億円 【融資期間】 運転資金7年以内 / 設備資金10年以内	全て 1.0%	岐阜県0.20 負担後 危機関連保証 0.60%
「岐阜県新型コロナウイルス感染症対応資金」 (5月1日スタート)	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも 3千万円 【融資期間】 運転資金、設備資金とも 10年以内 【利子補給】 当初3年間※ ※一旦、お利息をお支払いいただいた後、6か月分ごとにキャッシュバックされます。	全て 1.4%	(保証人免除の場合 0.2%上乗せ) 要件により岐阜県が 全額もしくは1/2を 負担後 0.00%~0.525%

### 【岐阜市融資】

資金名	融資限度額・融資期間	ご融資利率	ご負担信用保証料率
「ぎふし危機関連資金」 (3月19日スタート)	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも2億8千万円 【融資期間】 運転資金、設備資金とも10年以内	全て 1.1%	岐阜市が全額負担後 0.0%
「経営環境変動対策資金（セーフティネット支援枠）」 (3月19日スタート)	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも2億8千万円 【融資期間】 運転資金7年以内 / 設備資金10年以内	(SN) 1.3% ※SN4号の場合 1.1%	岐阜市が全額負担後 0.0%
「ぎふし新型コロナウイルス感染症対応資金」 (5月1日スタート)	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも 3千万円 【融資期間】 運転資金、設備資金とも 10年以内 【利子補給】 当初3年間※ ※一旦、お利息をお支払いいただいた後、6か月分ごとにキャッシュバックされます。	(SN5号以外) 1.1% (SN5号の場合) 1.3%	(保証人免除の場合 0.2%上乗せ) 要件により岐阜市が 全額もしくは1/2を 負担後 0.00%~0.525%

【愛知県融資】

資金名	融資限度額・融資期間	ご融資利率	ご負担信用保証料率
「経済環境適応資金サポート資金（経営あんしん）」 <u>(2月20日スタート)</u>	【融資限度額】 運転資金のみ 8千万円 【融資期間】 運転資金 7年以内	3年以内 1.2% 3年超5年以内 1.3% 5年超7年以内 1.4%	0.40～1.83%
「経済環境適応資金サポート資金（セーフティネット）」 <u>(2月28日スタート)</u>	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも8千万円 【融資期間】 運転資金、設備資金とも10年以内	SN4号時 (カッコ内はSN5号時) 3年以内 1.1% (1.2%) 3年超5年以内 1.2% (1.3%) 5年超7年以内 1.3% (1.4%) 5年超7年以内 1.4% (1.5%)	SN4号 0.79% SN5号 0.67%
「経済環境適応資金（新型コロナウイルス感染症対策緊急つなぎ資金）」 <u>(3月9日スタート)</u>	【融資限度額】 運転資金のみ 5千万円 【融資期間】 運転資金 3年 (融資期間は3年以内ではなく、3年で固定です。)	1.2%	愛知県が全額負担後 0.0%
「経済環境適応資金サポート資金（大規模危機対応）」 <u>(3月13日スタート)</u>	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも8千万円 【融資期間】 運転資金、設備資金とも10年以内	3年以内 1.1% 3年超5年以内 1.2% 5年超7年以内 1.3% 7年超10年以内 1.4%	0.79%
「愛知県新型コロナウイルス感染症対応資金」 <u>(5月1日スタート)</u>	融資限度額】 運転資金、設備資金とも 3千万円 【融資期間】 運転資金、設備資金とも 10年以内 【利子補給】 当初3年間※ ※一旦、お利息をお支払いいただいた後、年2回キャッシュバックされます。	5年以内 1.2% 5年超7年以内 1.3% 7年超10年以内 1.4%	(保証人免除の場合 0.2%上乗せ) 要件により愛知県が 全額もしくは1/2を 負担後 0.00～0.525%
「経済環境適応資金（新型コロナウイルス感染症対策緊急小口つなぎ資金）」 <u>(5月18日スタート)</u>	【融資限度額】 運転資金のみ 500万円 【融資期間】 運転資金 2年以内 【利子補給】 全額※ ※一旦、お利息をお支払いいただいた後、年2回キャッシュバックされます。	1.1%	愛知県が全額負担後 0.0%

【名古屋市融資】

資金名	融資限度額・融資期間	ご融資利率	ご負担信用保証料率
「経営安定資金（環境 適応資金）」 <u>(2月18日スタート)</u>	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも 1億円 【融資期間】 運転資金、設備資金とも 10年以内	3年以内 1.2% 3年超5年以内 1.3% 5年超7年以内 1.4% 7年超10年以内 1.5%	0.38～1.74%
「経営安定資金（大規 模危機対策資金）」 <u>(3月18日スタート)</u>	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも 8千万円 【融資期間】 運転資金、設備資金とも 10年以内	3年以内 1.1% 3年超5年以内 1.2% 5年超7年以内 1.3% 7年超10年以内 1.4%	0.79%
「ナゴヤ新型コロナウ イルス感染症対策事業 継続資金」 <u>(5月1日スタート)</u>	融資限度額】 運転資金、設備資金とも 3千万円 【融資期間】 運転資金、設備資金とも 10年以内 【利子補給】 当初3年間※ ※一旦、お利息をお支払いいただいた 後、6か月分ごとにキャッシュバックさ れます。	3年以内 1.1% 3年超10年以内 1.2%	(保証人免除の場合 0.2%上乘せ) 要件により名古屋市 が全額もしくは1/2 を負担後 0.00%～0.525%

※各種融資の照会先：最寄の本支店融資窓口にお問い合わせください。

## 新型コロナ対策関係助成金（雇用調整助成金の特例措置）のご案内（追加情報あり）

### 1. 雇用調整助成金の特例措置（令和2年6月3日時点）

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の雇用維持のために、雇用調整助成金の特例措置を設けています。4月1日より緊急対応期間が設定され、支給要件の緩和が拡充されましたが、5月1日に更なる拡充策として、一定の要件を満たした場合に休業手当全体の助成率を特例的に100%とする措置が取られることとなりました。そして、5月19日には、小規模事業者の支給申請手続きの更なる簡素化が発表されました。このように雇用調整助成金の申請手続きは随時更新がなされるため、定期的に厚生労働省のHPで確認をする必要があります。

対象事業者	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種） ※事業所設置後1年未満の事業主も対象
助成率	中小:4/5、大企業:2/3（解雇等を行わない場合 中小:9/10 大企業:3/4）
計画届提出時期	緊急対応期間令和2年1月24日～6月30日までの休業等
支給限度日額	（1年100日、3年150日）+（4/1～6/30までの該当期間）
5/1からの措置 助成率の拡充	都道府県対策本部長が行う要請により休業、営業時間短縮を求められた対象施設を運営する事業主であって、これに協力している事業者で以下の要件を満たす場合には、休業手当のうち100%が助成されます。 ① 労働者の休業に対して100%の休業手当を支払っていること ② 上限額（8330円）以上の休業手当を支払っていること。（支払率60%以上の場合に限る） なお、①、②に該当しない場合でも中小企業が休業手当を支給する際に、支払率が60%を超える部分の助成率が100%とされます。
5/1からの措置 生産性指標の要件緩和	前年同月とは適切な比較ができない場合は、前々年同月との比較や、前年同月から12か月のうち適切な1か月との比較が可能となりました。 ※比較に用いる1か月間はその期間を通して雇用保険適用事業所でありかつ当該1か月の期間を通して雇用保険被保険者を雇用している月である必要があります。
NEW 5/19からの措置 申請手続きの簡素化 （小規模事業者）	1. 小規模事業者については、「実際に支払った休業手当額」から簡易に助成金を算定できるようになりました。※助成額＝「実際に支払った休業手当額」×「助成率」 2. 初回を含む「休業等計画届」の提出を不要とし、支給申請のみの手続きとなります。
NEW 5/19からの措置 算定方法の簡略化	支給申請の際用いる「平均賃金額」、「所定労働日数」の算定方法を大幅に簡略化。 →「源泉所得税」の納付書を用いて一人当たりの平均賃金額が算出可能。
NEW 5/19からの措置 申請期限の特例	判定基礎機関の初日が令和2年1月24日から5月31日までの休業申請期限が令和2年8月31日までとなりました。
電子申請	6月5日（金）より「雇用調整助成金オンライン受付システム」にて申請可能です。
NEW 相談窓口の設置	社会保険労務士による「雇用調整助成金」の相談窓口が岐阜、愛知で開催されています。電話にて予約が必要な場合がありますので、各県、市町村のHPをご確認ください。
問い合わせ先	・岐阜県：職業対策課 助成金センター （058-263-5650） ・愛知県：あいち雇用助成室 （052-219-5518） ・三重県：職業退職課助成金室 （059-226-2111）

## 家賃支援給付金(令和2年度第2次補正予算の成立が前提となります。)のご案内

自粛要請等によって急激な売り上げ減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、固定費の中で大きな負担となる、地代・家賃の負担を軽減することを目的に、テナント事業者に対して給付されます。補正予算成立を前提とするものであり、申請はまだ受け付けていない点にご注意ください。

対象事業者	2020年5月～12月の期間において、以下に該当する場合に給付 ① いずれか1か月の売上が同年前月比で△50%以上減少 ② 連続する3か月の売上が同年前月比で△30%以上減少
給付金額	直近支払家賃(月額)に基づき算出された6か月分を納付(上限あり)
問い合わせ先	決定後に経済産業省 HP で公開されます。

## 持続化給付金のご案内(変更箇所あり)

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる事業全般に使える給付金が支給されます。こちらは特別定額給付金や都道府県の協力金、各種補助金等との併給は可能です。申請は原則電子申請のみです。申請が困難な方に対しては5月12日より「申請サポート会場」が愛知・岐阜県内数カ所に開設されています。(事前の予約が必要です。)

対象事業者	事業全般に広く使える給付金
助成率	【上限金額】 昨年1年間売り上げからの減少分 →法人は200万円以内、個人事業主は100万円以内 【売上減少分計算方法】 前年の総売上(事業収入)－(前年同月比▲50%の売上月の売上×12ヶ月)
申請期間	2020年5月1日～2021年1月15日
受付方法	電子申請での受付のみ(経済産業省 HP から電子申請可能)
問い合わせ先	持続化給付金事業コールセンター(TEL:0120-115-570) 申請サポート会場予約(岐阜県・愛知県でも、既にいくつかの市で開設されています。) 自動音声(TEL:0120-835-130)、オペレーター対応(TEL:0570-077-866)

## 愛知県「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」と市独自制度のご案内

「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」では、「緊急事態措置等」により、休業要請期間に休業または営業時間を短縮した場合など、対象施設であり、一定の要件を満たした場合に一事業者あたり50万円が支給されます。一方で、県の協力金の対象とならないが、市が定めた一定の要件を満たす施設を運営する事業者に対し、市が独自で協力金制度を設けている場合があります。各自治体の HP をご確認ください。

愛知県	愛知県は市町村によって受付期間が異なります。現在、すべての市町村で受付が開催されています。詳細は各市町村 HP をご確認ください。
ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策協力金(名古屋市独自制度)	愛知県・名古屋市新型コロナウイルス感染症協力金の対象とならない場合で、複合商業施設等の休業要請により休業を余儀なくされた一定の要件を満たすテナント施設が対象となる。 このように、愛知県では市独自で協力金を設けている場合があります。

## 当行の新型コロナウイルスに関する「なんでもご相談窓口」設置のご案内

十六銀行では、新型コロナウイルスに関する「なんでも相談窓口」を設置しております。相談窓口には支店長経験者を配置し、商工会議所等の地域支援機関と連携しつつ、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方のご相談にお応えします。

【月～金(祝日除く)】

【土日・祝日(大垣・多治見・西高山は日曜日のみ)】

開催場所	事前予約専用ダイヤル	開催場所	事前予約専用ダイヤル
岐阜商工会議所 2階	070-3289-1950	十六銀行 柳ヶ瀬支店	058-265-2521
十六銀行 多治見支店(2階)	070-3289-0234	十六銀行 一宮支店	0586-73-5116
十六銀行 関支店(1階)	080-7246-8685	十六銀行 大垣支店(3階)	0584-82-3516
十六銀行 西高山支店	080-7246-4679	十六銀行 多治見支店(3階)	0572-24-7616
十六銀行 大垣支店(2階)	080-7246-6804	十六銀行 西高山支店	0577-35-1626

## 当行の無料相談サービスのご案内

弁護士・税理士によるお客さま向け「法律・税務に関する無料相談会7月の相談日をお知らせします。  
なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当面の間、電話相談にて受付いたします。  
※本サービスの利用をご検討の際は、お取引店にご相談ください。

### (1) 法律相談会

日程		
弁護士 (岐阜)	7月7日(火)	13:45～15:05
	7月14日(火)	13:45～15:05
	7月21日(火)	13:45～15:05
	7月28日(火)	13:45～15:05
弁護士 (名古屋)	7月7日(火)	13:30～15:00
	7月14日(火)	13:30～15:00
	7月21日(火)	13:30～15:00
	7月28日(火)	13:30～15:00

### (2) 税務相談会

日程	
7月1日(水)	13:00～16:00
7月2日(木)	13:00～16:00
7月8日(水)	13:00～15:30
7月9日(木)	13:00～16:00
7月15日(水)	13:00～15:30
7月16日(木)	13:00～16:00

## 2. Press Releases/Topics

### 【WEB 開催】「じゅうろく アジア最新事情報告会 2020 ～駐在員レポート～」のご案内

当行は、海外ビジネスを展開されているお客さまや、海外への進出をご検討中のお客さま、海外販路拡大をご検討中のお客さまを対象に『じゅうろく アジア最新事情報告会 2020 ～駐在員レポート～』を開催いたします。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受け、海外への渡航制限等により海外ビジネスに関する情報収集が困難な状況にあります。今回は現地で駐在を続けている当行の海外駐在員事務所長(上海・シンガポール・バンコク・ハノイ)が現地の経済活動の再開状況や今後の見通し等の最新情報を WEB セミナーの形式でレポートいたします。みなさまのご参加をお待ちしております。

名称	【WEB 開催】 じゅうろく アジア最新事情報告会 2020 ～駐在員レポート～
日時	2020年6月23日(火) 14:00～15:30 (13:30 接続開始)
開催方法	WEB セミナー(ライブ配信) ※ネット配信サービス「Zoom」を活用したセミナー
内容	アジア最新レポート 【中国の最新事情】上海駐在員事務所長 村瀬 範晃 【シンガポールの最新事情】シンガポール駐在員事務所長 富田 邦裕 【タイの最新事情】バンコク駐在員事務所長 堀江 幸康 【ベトナムの最新事情】ハノイ駐在員事務所長 川瀬 寛之
定員	80名(先着順) 無料
お申し込み	当行 HP の申込フォームにてお申し込みください。(締切:2020年6月18日(木))
お問い合わせ	法人営業部 海外サポート室 TEL:058-266-2693

### 【WEB 開催】「WithコロナにおけるM&A戦略セミナー」のご案内

新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受け、多くの企業が資金繰りのみならず、ビジネスモデルの再構築や後継者への事業承継などの課題に直面している状況です。

コロナ禍を契機にM&Aや事業承継がどう進むのか、景気後退期におけるM&A戦略を、皆さまの経営課題の解決には是非ともお役立てください。

名称	【WEB 開催】 WithコロナにおけるM&A戦略セミナー
日時	2020年6月25日(木) 15:00～16:00 (14:30 接続開始)
開催方法	WEB セミナー(ライブ配信) ※ネット配信サービス「Zoom」を活用したセミナー
内容	コロナ禍を契機にM&Aや事業承継がどう進むのか、景気後退期におけるM&Aや事業承継への意識変化について、データや実体験を交えてお伝えします。 講師:株式会社日本 M&A センター 提携統括事業部 金融法人部部長 兼 名古屋支社副支社長 谷川 佑介 氏
定員	80名(先着順) 無料
お申し込み	当行ホームページよりお申し込みください。
お問い合わせ	法人営業部 経営承継支援室 TEL:058-264-5616



**「コロナに負けるな!!じゅうろく県産品応援プロジェクト」を開始！  
当行 HP への商品掲載を希望される事業者さまはご応募ください。**

新型コロナウイルス感染症により全国で外出自粛が要請されるなか、百貨店をはじめとした小売店等の休業、県内の観光地における観光客の大幅な減少により、岐阜県内で生産される食品や工芸品(県産品)の売上が大きな影響を受けています。

こうした事態を踏まえ、当行は地域金融機関として困難に直面する事業者を応援するため、当行ホームページ上に岐阜県産品を紹介する特設ページを開設し、当行ホームページ閲覧者へ広く県産品を紹介する、「コロナに負けるな!!じゅうろく県産品応援プロジェクト」を開始するとともに、ホームページへの掲載事業者さまを募集しています。

名 称	コロナに負けるな!!じゅうろく県産品応援プロジェクト
掲載期間	2020年5月7日(木)～新型コロナウイルス感染症による影響収束まで
申込方法	必要事項を記載のうえ、掲載を希望する食品・工芸品等(県産品)の写真を添付して担当メールアドレス宛に電子メールにてご応募ください。 ただし、1社1商品までとさせていただきます。 【必要事項】 ① 業名②代表者氏名③住所④担当者名⑤電話番号⑥商品 URL
掲載費用	無 料
注意事項	●掲載にあたっては所定の審査があります。審査内容等についてお答えは致しかねますのでご了承ください。 ●掲載後、公序良俗違反・法令違反等の恐れがあると当行が判断した場合、通告無く削除する場合があります。 ●本件はあくまで商品の紹介を行なうものであり、当行が商品の販売を斡旋するものではありません。 ●掲載後に生じたトラブルについて当行は一切関与いたしません
申込先	十六銀行 法人営業部 地域開発グループ(担当:山口) TEL : 058-266-2523 /E-mail: tyamaguchi06@juroku.co.jp

### 3. 公的機関情報

#### **【愛知県】愛知県補助金活用無料 Web セミナー参加者を募集します。**

**募集中！【先着40名】**

主 催	(公財)あいち産業経済振興機構
内 容	愛知県の補助金、中小企業応援ファンド、新あいち創造研究開発補助金の活用、申請書作成についての留意点を解説します。 又、関連する経営革新計画、コロナ感染関連で新たに発表された国・県の補助金についても解説します。
日 時	2020年06月23日(火) 13:30～15:00
会 場	Webセミナー（無料） ※Zoom(ズーム)を使用し、どこからでもご聴講いただけます
対 象	中小企業・小規模企業者等
応募方法	あいち産業振興機構 HP 申し込みフォームより受付
照会先	(公財)あいち産業経済振興機構 統括マネージャー TEL:052-715-3071

#### **【愛知県】2020年度税制改正Webセミナー～新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制改正～ 参加者を募集します。**

**募集中！【先着20名】**

主 催	(公財)あいち産業経済振興機構
内 容	3月の税制改正法案の成立に伴い、本セミナーにおいては、今回の改正内容のうち、新型コロナウイルスに関する税制改正の重要ポイントを中心に解説いたします。 税制改正の他、問い合わせの多い「持続化給付金」についても解説します。
日 時	日時 2020年06月25日(木) 13:30～15:00
会 場	Webセミナー（無料） ※Zoom(ズーム)を使用し、どこからでもご聴講いただけます。
応募方法	あいち産業振興機構 HP 申し込みフォームより受付
照会先	(公財)あいち産業経済振興機構 統括マネージャー TEL:052-715-3071

#### **【岐阜県】工場の改善と自動化に向けて～自動化システムの専門家によるオンライン個別相談会開催参加者を募集します。**

**募集中！【締切：6月12日（金）17時迄】**

主 催	(公財)岐阜県産業経済振興センター
内 容	製造業の生産性向上支援のため、工場の改善やIoTによる設備自動化ラインの構築、ロボット導入等に取り組む中小企業者を対象に「～工場の改善と自動化に向けて～自動化システムの専門家によるオンライン個別相談会」を開催します。
アドバイザー	T S F 自動化研究所 代表 村山 省己 氏（東海大学工学部機械工学科 元教授）
日 時	相談を希望する企業とアドバイザーの日程を調整の上決定 ※令和2年5月下旬～7月下旬の期間内で実施予定
会 場	Zoom(ズーム)を活用したオンライン個別相談会です。パソコンやタブレットを使用していただき貴社事務所よりご相談いただけます。
募集人数	6社(先着順)
応募方法	HP から申込用紙をダウンロードし FAX 送信、あるいは HP 申し込みフォームより申込
照会先	(公財)岐阜県産業経済振興センター 経営支援部 取引課 取引担当 梅村 TEL 058-277-1092

## 4. 経営教室

### 国際税務教室

### 租税条約に用いられる用語の解釈（用語の定義）

今国会（第201国会）において、アルゼンチン共和国、ウグアイ東方共和国、ペルー共和国、ジャマイカ、ウズベキスタン共和国、モロッコ王国との間の租税条約（二国間条約）の締結が承認されました（※1）。

租税条約とは、国家間の課税権の調整を目的として締結されるもので、具体的には、①国際的二重課税の排除、②課税権の配分、③脱税及び租税回避の防止を目的に、国と国との間で結ばれる二国間の租税条約と、複数の国との間で結ばれる多国間条約の二種類が存在します。

租税条約の適用に際して、租税条約の規定を解釈する必要が生じます。その場合、租税条約に使われている用語の意味について迷うことも少なくありません。租税条約に用いられている用語は、日本の法令の用語と同一のものとして解釈をしてもよいのでしょうか。

例えば所得税法においても条文上で用いる用語の定義を行っているように、各租税条約の中においても、租税条約で用いられるそれぞれの用語に関する定義を規定する条項が置かれています。したがって、その定義に従い解釈を行います。しかし、すべての用語の定義が置かれているというわけではなく、定義が置かれていない用語も存在します。その場合には、通常、条約の中で、文脈によって別に解釈する場合を除いては条約を適用する国の国内法の定義による旨の規定が置かれていることから、租税条約の適用を行う国（※2）の国内法により解釈を行います。（※1）相手国においても国内手続きに従って承認を受けた後、承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力が生じます。

（※2）租税条約では、通常、二重課税が発生する所得について、所得源泉地国（非居住地国）での課税を免除もしくは制限することにより二重課税の調整を行うことから、所得源泉地国の税法に従うことになります。

### 国内税務教室

### 令和2年度第2次補正予算案が閣議決定

令和2年度第2次補正予算案が5月27日閣議決定されました。政府与党は、6月17日までの今国会で成立を目指す方針とされています。

その中で、今回新たに盛り込まれたものに「特別家賃支援給付金」という事業継続支援策があります。単月で50%減少、もしくは3ヶ月で30%減少など売上げが大幅に落ち込み特に厳しい状況にある中堅・中小企業者・小規模事業者・個人事業主のテナントに対し、半年分の家賃の2/3（中堅・中小企業の給付上限50万円/月、個人事業主の給付上限25万円/月）を助成するというものです。

また、一時的な休業などにより雇用維持を図る企業に対する雇用調整助成金の現状の上限額8,330円を15,000円（月額33万円）程度の水準に引上げ、手続きの簡素化によりスピード感をもった給付を目指しています。

その他には、経済的に厳しい状況に置かれているひとり親世帯へ、児童扶養手当の受給世帯は5万円（第2子以降は3万円）、児童扶養手当を受けていないひとり親世帯でも収入が大きく減少した場合は5万円が支給されます。また、学生への経済的支援として、アルバイト収入の大幅な減少等により大学・高専・専門学校等での就学の継続が困難になっている学生に10万円（住民税非課税世帯の学生には20万円）が支給されることになっています。

なお、第1次補正予算により国民1人あたり10万円受け取ることとなった特別定額給付金は新型コロナウイルス特法上、所得税が非課税となりますが、その他の企業や事業主が受け取る持続化給付金や雇用調整助成金、休業要請に応じた事業者へ支給された感染拡大防止協力金は課税対象になりますのでご注意ください。

## 5. 産学連携情報

今月号のテーマ

名工大テクノロジーチャンネルのご紹介

名工大テクノロジーチャンネルは、名古屋工業大学で取り組んでいる最先端テクノロジーに関する研究を紹介するチャンネルです。



名古屋工業大学では、ものづくりのヒントになる「なんじゃこりゃ!」という面白い発想、世界をあっという間に驚かせるような新しい技術の種がどんどん生まれ、目まぐるしい勢いで変化する世界に向けて発信し続けています。

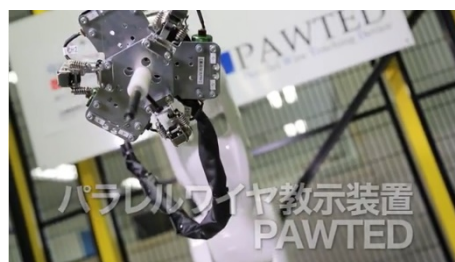
ぜひ、名工大テクノロジーチャンネルを覗いてみてください！ 一部をご紹介します。

### ◇研究紹介① 森田良文先生

#### 「ロボットに手取り足取り教えちゃおう！」



生産性の向上、省力化のために中小企業でも導入が進んでいる産業用ロボット。これまで熟練工が行ってきた経験と勘が頼りの作業を、ロボットは忠実に再現できるのでしょうか？今回ご紹介するパラレルワイヤ教示装置「PAWTEd」は、誰でも簡単にロボットに動き方を教え込むことができる装置です。ロボットを人の手で直接動かしながら動き方を教え込むことができるため、複雑な動きや微妙な力加減まで教え込むことが可能になります。人が道具を介して手で直接ロボットに力を教え込む技術は世界初！人の動きをロボットが覚えて、そっくり再現する仕組みを、動画で詳しくお見せします。



### ◇研究紹介② 王建青先生

#### 「筋電信号を無線で飛ばせ！ケーブルフリーのスマート筋電義肢」



筋肉が動く際に発生する微弱な筋電信号を読み取ることで、手指を動かしたり、物をつかんだりすることができる筋電義手ですが、筋電信号検出部と義手制御部がケーブルでつながれた状態では、使用者にとって見た目はもちろん、利便性や快適性が大きく妨げられます。特許にもなっている広帯域人体通信技術の開発により、信号伝送のワイヤレス化が可能になり、ノイズに強く、誤作動や動作遅延の少ないワイヤレス筋電義手の実用化が見えてきました。また義手に限らず、筋電信号を利用した各種ワイヤレス義肢やパワースーツ、ロボットの遠隔操作などにも応用可能な無線通信技術を、詳しくご説明いたします。



国立大学法人名古屋工業大学 産学官金連携機構

電話番号：052-735-5627

E-mail: [c-socc@adm.nitech.ac.jp](mailto:c-socc@adm.nitech.ac.jp) Website: <http://tic.web.nitech.ac.jp/>

※十六銀行の産官学連携支援サービスについてはお取引店にご相談ください。

※こちらの記事は名古屋工業大学より寄稿いただいたものです。

**編集・連絡先:**

**十六銀行 法人営業部**

**(058-266-2523)**

**愛知営業本部**

**(052-961-8761)**

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。

本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。

本資料は当行が信頼できると判断した各種メディア・データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。